

三条市 パートナーシップ制度 ファミリーシップ制度

三条市では市民一人一人の個性や多様な生き方を尊重し、性別に捉われることなく、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指しています。

パートナーシップ制度はあなたの大切な人を人生のパートナーとして、ファミリーシップ制度はその関係を理解し、協力し合う「家族」の関係として宣誓したことを市が証明する制度です。

宣誓できる方

パートナーシップ制度

次の全てに該当する方

- ①双方が戸籍上同性である
- ②双方が成人である
- ③いずれかが三条市内に住所を有する
(または転入を予定している)
- ④ほかの方と婚姻関係やパートナーシップ等の関係にない
- ⑤双方が近親者でない

ファミリーシップ制度

次の全てに該当する方

- ①パートナーシップにある方の一方又は双方の子（実子又は養子）を含めた近親者である
 - ②パートナーシップにある方の一方又は双方がファミリーシップ対象の方と生計が同一である
- ※上記要件に合致するか不明な場合は、個別にご相談ください。

宣誓について

本籍地のある自治体の戸籍抄本（謄本）や住所がある自治体の住民票・独身証明書など、必要書類を揃えて宣誓→書類審査→宣誓証明書の受け取りとなります。

※本籍地が三条市、住所が三条市内の場合にはそれぞれを省略することができます。窓口で宣誓される方はパートナーシップ・ファミリーシップのいずれも本人に限ります。

三条市パートナーシップ宣誓証明書

ここに、三条市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度実施要綱に基づき、右のとおりパートナーシップの宣誓をされたことを証明します。

宣誓をした者	氏名	氏名
(通称名)	(通称名)	(通称名)
生年月日	生年月日	生年月日
住所	住所	住所

これからの人生パートナーとして支えあうお二人のご多幸を祈念します。

三条市
SANJO CITY

第 号
宣誓 令和 年 月 日
交付 令和 年 月 日

三条市長 滝沢 亮

三条市ファミリーシップ宣誓証明書

ここに、三条市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度実施要綱に基づき、右のとおりファミリーシップの宣誓の対象となる方を証明します。

パートナーシップの宣誓をした者	氏名	氏名
(通称名)	(通称名)	(通称名)
生年月日	生年月日	生年月日
住所	住所	住所
ファミリーシップの宣誓の対象となる者	氏名	氏名
(通称名)	(通称名)	(通称名)
生年月日	生年月日	生年月日
住所	住所	住所

これからの人生パートナーとして支えあうお二人のご多幸を祈念します。

三条市
SANJO CITY

第 号
宣誓 令和 年 月 日
交付 令和 年 月 日

三条市長 滝沢 亮

三条市

パートナーシップ制度 ファミリーシップ制度

で利用できるサービス

パートナーの方も保育所・園
の入所申込等ができます

申請先
子育て支援課
(三条市役所栄庁舎)

住民票の続柄の表記を
「縁故者」に変更できます

届出先
・ 市民総合窓口
(三条市役所本庁舎)
・ 栄サービスセンター
(三条市役所栄庁舎)
・ 下田サービスセンター
(三条市役所下田庁舎)

パートナーシップ制度利用
者が条件に当てはまる
場合、住宅取得に係る費
用の補助を受けることが
できます

申請先
・ 地域経営課
(三条市本町3-1-4 旧青少年
センター)

パートナーやファミリー
も市営住宅の入居対象に
なります

申請先
福祉課
(三条市役所本庁舎)

パートナーやファミリーが
障がいのある方のために運
転する場合、軽自動車税の
減免申請ができます

申請先
税務課
(三条市役所本庁舎)

【お問合せ先】

三条市市民部地域経営課地域振興係
〒955-0083 三条市本町3丁目1番4号

TEL:0256-34-5624

FAX:0256-33-5732

MAIL:chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp